

国土交通省職員による再就職等規制違反行為が疑われた事案に関する調査結果について(平成25年3月26日付け公表資料を事務局にて一部加工)

再就職等監視委員会は、標記事案について、国家公務員法第106条の20第1項の規定に基づき、平成24年11月29日に委員会調査開始を決定し調査を行ってきたところ、国土交通省の元職員が同法第106条の2第1項の規定に違反する行為を行ったものとして、本日、国土交通省に対し調査結果を通知し意見を申し入れるとともに、調査結果を踏まえて当委員会委員長談話を発表しました。調査結果は以下のとおりです。

1. bセンター事案(別添「bセンター事案の概要」参照)

A元国土交通審議官は、在職中の平成23年2月上旬頃に国土交通審議官室でbセンターE理事長に対してbセンターの常務理事が退任するかどうかの情報提供を依頼し、また、同月中旬頃に同室で国土交通省の元職員C氏が前職を辞めて再就職しておらず無職であろうという情報をE理事長に提供したものであり、いずれも国家公務員法第106条の2第1項に違反する行為であると認められた。

2. e協会事案(別添「e協会事案の概要」参照)

A元国土交通審議官は、在職中の平成23年3月1日頃及び3日頃に、当時のe協会J理事長を国土交通審議官室へ呼び、J理事長に対し退任を促して退任するかどうかの情報提供を依頼したものであり、国家公務員法第106条の2第1項に違反する行為を行ったものと認められた。

3. f連合会事案

当時の現役職員らに国家公務員法第106条の2第1項に違反する行為は認められなかった。

【資料】

1. bセンター事案の概要、e協会事案の概要
2. 再就職等監視委員会意見
3. 再就職等監視委員会委員長談話